

「三重の持続可能な観光地づくり」情報発信サイト等制作業務
委託仕様書

1 業務の目的

当該業務は、三重県における持続可能な観光の取組を国内外に向けて発信し、インバウンドを含む新たな旅行者層を取り込み、県内への誘客促進ひいては宿泊者数の増加につなげ、「三重の持続可能な観光」（サステナブルツーリズム）のブランディング化を図ることを目的に委託するものです。

2 委託業務名

「三重の持続可能な観光地づくり」情報発信サイト等制作業務

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

4 契約上限金額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

以下に掲げる業務を行うこととし、業務を実施するにあたっての手法を、可能な限り具体的に提案すること。

(1) サステナブルツーリズムにかかるコンセプトデザイン案の作成

世界から選ばれる観光地として、他の地域との差別化が図られた、サステナブルツーリズムにかかる三重ならではのコンセプトデザイン案を作成することとし、そのビジュアル（「伊勢神宮」、「海女文化」の要素は必ず入れること。）及びテキストを提案すること。

(2) 「三重の持続可能な観光地づくり」情報発信サイトの作成

ア 「観光三重」のドメイン（kankomie.or.jp）を活用した特設サイト（以下「サイト」という。）を作成することとし、サイトのページ構成について提案すること。

なお、セキュリティの観点から、静的ページにより作成すること。

イ サイトのデザイン作成に必要なワイヤーフレーム（可能であればデザインキャンパ）を提案すること。なお、サイトのメインビジュアル及びその下部に表示させるメインテキストには、(1) で作成するコンセプトデザイン案またはそれに合うものを採用すること。

ウ サイトの作成にかかるテキスト・画像等の素材は受託者において準備すること。なお、過去に取材・撮影を行った素材（著作権に問題のないもの）も利用できることとするが、原則新規の素材を使用すること。

(3) 「観光三重」レポート記事等の作成（アとイを合わせて4本）

ア 三重に古くから根付くサステナブルな考え方・取組として、「伊勢神宮の常若の精神」、「海女漁の伝統文化」それぞれのレポート記事を作成すること。各記事は

文字数 2,000 字程度、写真 15 枚～20 枚程度とし、「写真+本文」の 1 セットを基本とする。取材にあたっては、幅広い関係者から取材を行い、現地で実施すること。

- イ アに加え、三重ならではのサステナブルな取組に関するレポート記事を 2 本作成し、取材先については提案すること。また、提案にあたっては選定の意図・狙いを説明すること。なお、取材先の例は以下のとおり列挙するが、例にある取材先を提案する場合もその選定の意図・狙いを説明すること。

(例) 熊野古道(熊野市)、斎宮(明和町)、鈴鹿の森庭園(鈴鹿市)

- ウ アイで作成するレポート記事への誘導導線として、「観光三重」のコンテンツである「トピックス」をそれぞれ作成すること。
- エ アイについて、取材先の調整、取材先へのレポート記事内容の確認などの一切について受託者で実施すること。

(4) 独自提案

- ア サイトのアクセス数を増加させるため、短尺動画や WEB 広告などを活用したサイトの周知及び PR の効果的な手法を提案すること。また、実施にかかる費用を見積金額に含めること。
- イ 「観光三重」のドメインパワー、サイトに関係するキーワードの検索ボリュームなどをふまえたサイトの目標アクセス数を設定し、提案すること。(可能であれば令和 6 年度のものも設定すること。)
- ウ アイに加え、インフルエンサー(個人のブログなどで三重県の情報を積極的に発信している人や、三重県の魅力を「観光三重」で発信している「みえ旅アンバサダー」を含む。)をモデルとして活用するなどサステナブルツーリズムのブランディング化に向けた具体的な手法があれば提案すること。なお、提案する場合は、実施にかかる費用を見積金額に含めること。

(5) その他

- ア サイトについては特定のブラウザに依存することなく、Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge において最新版の利用を可能とし、旧版(サポート期間があるもの)の動作についても留意すること。
- イ (1)～(4)の業務の実施にあたり、業務体制、具体的なスケジュールを提案すること。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和6年3月22日（金）
- (2) 記載事項
 - ア 委託業務名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物の所有権
本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- ウ 観光連盟に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。